

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（ 国土交通省 ）

制 度 名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充				
税 目	所得税、法人税、登録免許税				
要 望 の 内 容	<p>特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を、都市再生特別措置法第 19 条の 10 第 2 項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第 20 条第 1 項の認定があったものとみなされる場合にも認める。</p> <p>【関係条文】</p> <p>所得税：租税特別措置法 § 14 の 2、令 § 7 の 2、規則 § 6 の 2 法人税：租税特別措置法 § 47 の 2、令 § 29 の 5、規則 § 20 の 21 （連結法人：法 § 68 の 35、令 § 39 の 64、規則 § 22 の 42） 登録免許税：租税特別措置法 § 83、令 § 43 の 4、規則 § 31 の 4</p> <table border="1" data-bbox="874 831 1490 922"> <tr> <td data-bbox="874 831 1219 922">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 831 1490 922">0 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することにより、その国際競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。</p> <p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられており、民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等のための法案を早期に提出し、2011 年度以降、その立上げ支援を行うこととされている。</p> <p>また、「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日）においても、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の前倒し延長・拡充するとともに、各種の規制緩和や税制措置、金融措置を総合的に講じる地域を新たに設定し、大都市の再生や成長を一層促すことが、優先的に実施すべき事項として掲げられている。</p> <p>こうした状況の下、都市再生特別措置法の一部を改正する法律が本年 4 月 27 日に公布されたところである。本改正においては、都市の国際競争力の強化を図るための地域を特定都市再生緊急整備地域として指定し、この地域について、官民の連携により都市開発事業等を推進するための計画制度を創設するとともに、当該計画の作成を個別の民間都市再生事業計画の認定との関係で事前審査的な機能を有するものとして位置付け、プロジェクトの実施段階において当該認定を不要とする措置（ワンストップ化）を講じたところである。</p> <p>ワンストップ化において、都市再生事業に関して協議を受ける国土交通大臣は、同意をするか否かの判断に際し、民間都市再生事業計画の認定の場合と同様の審査を行う。</p> <p>このため、ワンストップ化の場合においても、民間都市再生事業計画の認定を受けた場合と同等の特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を講ずることにより、ワンストップ化を活用した優良な民間都市開発事業の円滑かつ迅速な実施を促すことを通じて都市の国際競争力を強化することが必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進する
	政策の 達成目標	<p>特定都市再生緊急整備地域において、国際競争力強化等に資する優良な民間都市開発事業を推進し、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成し、我が国全体の成長を牽引する大都市の国際競争力の強化を図る。</p> <p>→ 都市再生特別措置法に基づき、国の認定を受けた民間都市開発事業による経済波及効果 目標値：平成24年度 6.8兆円</p> <p>→ 都市機能更新率（建築物更新関係） 目標値：平成25年度 41.0%</p>
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	1年間
	同上の期間 中の達成 目標	<p>特定都市再生緊急整備地域において、国際競争力強化等に資する優良な民間都市開発事業を推進し、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成し、我が国全体の成長を牽引する大都市の国際競争力の強化を図る。</p> <p>→ 都市再生特別措置法に基づき、国の認定を受けた民間都市開発事業による経済波及効果 目標値：平成24年度 6.8兆円</p> <p>→ 都市機能更新率（建築物更新関係） 目標値：平成24年度 40.2%</p>
	政策目標の 達成状況	<p>都市再生緊急整備地域では、平成23年9月現在、41件の民間都市再生事業計画が認定され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市機能更新率は平成22年度までに38.5%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>今後は、平成23年度税制改正で認められた特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置（民間都市再生事業計画の認定を受けた場合）に加え、本特例措置（ワンストップ化の場合）を通じて、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p>
有 効 性	<p>要望の 措置の 適用見込み</p> <p>(適用件数) 所得税 : 平成24年度 1件 法人税 : 平成24年度 1件 登録免許税 : 平成24年度 1件 (減収額) 所得税 : 平成24年度 0百万円 法人税 : 平成24年度 0百万円 登録免許税 : 平成24年度 0百万円</p> <p>(適用事業者の範囲) 民間都市開発事業を施行する者</p>	

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置により、国全体の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を推進し、海外から企業や人材を呼び込むことにより、その国際競争力の強化を図ることができる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上 の支援措置	不動産取得税、固定資産税・都市計画税【すべて予定】
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 【平成 24 年度要求額（政府保証債及び政府保証借入れ）：600 億円】
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	認定事業者に対して上記の予算上の措置による金融支援と本要望による税制特例を一体的に講じ、民間の資金とノウハウを戦略的・重点的に振り向けることにより、我が国の大都市における国際競争力強化等を強力に推進する。
	要望の措置 の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 本特例措置と併せて金融支援を行うこととしているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立上げを支援するものである。一方、本特例措置は、最も厳しい開発段階において、採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものである。したがって、両者の役割分担は明確である。 本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域として指定する特定都市再生緊急整備地域における、優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、大都市の国際競争力の強化という政策目的の達成のための手段としての的確かつ必要最小限の措置である。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別 措置の 適用実績	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	—

これまでの
要望経緯

平成 23 年度 創設